

## 会議傍聴報告書

会 議： IASB 会議（2022年11月）

日 時： 2022年11月22日（火）～24日（木）

報 告 者： 企業会計基準委員会 専門研究員 若尾 健二

## IASB 会議（2022年11月）傍聴報告

日時：2022年11月22日（火）～24日（木）

スケジュール：別紙参照

2022年11月22日～24日に、国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）のボード会議が開催された。11月のIASBボード会議では、次の項目が議論された。

- 維持管理及び一貫した適用
- 共通支配下の企業結合
- 料金規制対象活動
- IFRS 第9号の適用後レビュー — 分類及び測定
- 動的リスク管理
- 金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性（IFRS 第9号の修正）
- のれん及び減損
- 開示に関する取組み—公的説明責任のない子会社：開示

## 【11月22日（火）】

### 維持管理及び一貫した適用

#### 国際税務改革 — ピラー2 モデルルール：潜在的な基準設定プロジェクト

（11月22日（火）及び11月24日（木）に分けて実施）

##### （背景）

2021年12月に経済協力開発機構（以下「OECD」という。）はピラー2 モデルルールを公表した。当該ルールは経済のデジタル化から生じる税務上の課題に対処することを目的としており、世界のGDPの90%を占める135以上の国・地域が賛成している。ピラー2 モデルルールは、大規模な多国籍企業が事業を行う各法域で発生する収益に対して最低15%の法人所得税率を導入することが目的とされている。

IASBは、OECDのピラー2 モデルルールがIAS第12号「法人所得税」（以下「IAS第12号」という。）を適用する企業の法人所得税の会計処理に与える可能性のある影響について議論することになった。

##### （今回の会議における主な論点）

IASBは、OECDのピラー2 モデルルールがIAS第12号を適用する企業の法人所得税の会計処理に与える可能性のある影響について議論した。特に、IASBは当該ルールの差し迫った適用に対応した基準設定プロジェクトに取り組むべきかどうかを検討した。

##### （主な暫定決定事項）

#### OECDのピラー2 モデルルール（適格な国内のミニマムトップアップ課税を含む）の適用から生じる繰延税金の取扱い

IASBは、IAS第12号を修正して、OECDのピラー2 モデルルール（適格な国内のミニマムトップアップ課税を含む）の適用から生じる繰延税金を会計処理する要求からの一時的な例外を導入することを暫定的に決定した。この例外は、IASBが当該例外を削除するか又は恒久化するまで適用される。

##### 開示要求事項

IASBは、ピラー2 モデルルールが発効する前の期間において、及び当期のみについて、以下を開示することを企業に要求するようにIAS第12号を修正することを暫定的に決定した。

- a. 企業が営業を行っている法域においてピラー2 モデルルールを適用するため制定（又は実質的に制定）された法制に関する情報。

- b. 次のいずれか
- i. ピラー2 モデルルール具体的な要求事項に従ったミニマム税率を下回る課税となると合理的に見込んでいる法域で営業を行っているかどうか、又は、
  - ii. 当期に係る企業の実際負担税率（IAS 第12号の要求事項に基づいて計算）が15%未満である法域において営業を行っているかどうか
- c. 当期に係る企業の実際負担税率（IAS 第12号の要求事項に基づいて計算）が15%未満である法域。企業はまた、これらの法域について次の事項も総額で開示する。
- i. 会計上の税引前利益
  - ii. 法人所得税費用
  - iii. 結果としての加重平均実際負担税率
- 企業はこの情報をIAS 第12号の第81項(c)が要求している調整表に開示している情報を分解することによって作成する。
- d. ピラー2 モデルルールを遵守するための準備においてすでに実施した作業で、次のいずれかとなる法域があることが示唆されているかどうか
- i. 企業がトップアップ税の支払の対象となる可能性があり、(c)で識別した法域に含まれていない。
  - ii. 企業がトップアップ税の支払の対象となる可能性がなく、(c)で識別した法域に含まれている。

IASBは、企業に次の開示を要求するようにIAS 第12号を修正することも暫定的に決定した。

- a. 一時的な例外を適用した旨
- b. ピラー2 トップアップ税に係る当期税金費用

IASBは企業に次のことを要求することを暫定的に決定した。

- a. 当該修正の公表後ただちに、一時的な例外を導入する修正案を適用し、当該例外を適用した旨を開示する。
- b. 2023年1月1日以後開始する事業年度について、残りの開示要求案を適用す

る。

### 公開草案のコメント期間

IASBは、IAS第12号の修正案に関する公開草案について60日のコメント期間を設けることを暫定的に決定した（デュー・プロセス監督委員会の承認を条件とする）。

### **（今後の予定）**

IASBは公開草案を2023年1月に公表する計画である。

## サプライヤー・ファイナンス契約

### **（背景）**

IASBは2021年11月26日に公開草案「サプライヤー・ファイナンス契約（IAS第7号及びIFRS第7号の修正案）」（コメント期限2022年3月28日）を公表した。本公開草案は、サプライヤー・ファイナンス契約に適用されるIFRS会計基準の要求事項を補完するために、IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」（以下「IAS第7号」という。）及びIFRS第7号「金融商品：開示」（以下「IFRS第7号」という。）を修正し、注記において追加的な情報を開示することを企業に要求することを提案するものである。

### **（今回の会議における主な論点）**

IASBは、公開草案「サプライヤー・ファイナンス契約」に対するコメントを以前の会議で検討しており、今回の会議では本プロジェクトをどのように進めるべきかについて議論した。

### **（主な暫定決定事項）**

#### フィードバック分析—プロジェクトのアプローチ

IASBは次のことを暫定的に決定した。

- a. この狭い範囲の開示のみのプロジェクトに対する現在のアプローチを維持する。
- b. サプライヤー・ファイナンス契約に関する開示要求をIFRS会計基準に追加する提案を進める。

#### フィードバック分析—範囲

IASBは次のことを暫定的に決定した。

- a. サプライヤー・ファイナンス契約についての記述に特徴を追加したり、「ファイナンス提供者」をさらに定義又は記述したりする変更は行わない。
- b. サプライヤーの債権ファイナンス契約を含めたり範囲の制限又は除外を導入し

たりする変更は行わないが、文案作成の際に、範囲から除外される支払契約や金融商品を例示するための設例を追加すべきかどうかを検討する。

- c. サプライヤー・ファイナンス契約は、企業が「ファイナンス提供者に支払うことに同意」しているのではなく「当該契約の契約条件に従って支払うことに同意」しているものとして特徴付けられる旨を定める。

### フィードバック分析－開示目的及び開示要求

IASBは次のことを暫定的に決定した。

- a. 開示目的について
  - i. 流動性リスクへの言及を追加する。
  - ii. 「重要性」への言及やサプライヤー・ファイナンス契約が企業の財務業績に与える影響への言及を追加するための変更は行わない。
  - iii. 投資者が影響を計算するために使用できる情報を開示することを企業に要求することを進め、当該影響の開示は要求しない。
- b. 集約レベルについて — サプライヤー・ファイナンス契約に関して提供される情報を集約すること及び重要性がある情報を省略したり覆い隠したりするのを避けるために（必要な場合には）情報を分解することを企業に要求する。
- c. 契約条件の開示について — 契約条件を開示することを企業に要求する変更は行わず、特に、提案に「主要な (key)」という語を追加する変更は行わない。
- d. サプライヤー・ファイナンス契約の一部である金融負債の帳簿価額の開示及び表示について
  - i. 財政状態計算書について — サプライヤー・ファイナンス契約の一部である金融負債の帳簿価額が複数の科目に表示されている場合には、企業は各科目及び当該科目に表示されている関連する帳簿価額を開示することを要求される旨を明確化する。
  - ii. キャッシュ・フロー計算書について — サプライヤー・ファイナンス契約の一部である金融負債の変動が表示されている科目を企業が開示するという要求を追加しない。
- e. 支払期日の範囲の開示について — 企業がサプライヤー・ファイナンス契約の一部である金融負債及びそうした契約の一部ではない営業債務の支払期日の範囲を開示する場合に、当該金融負債及び営業債務は比較可能なベースとすべき

である旨を明確化する。

- f. 比較情報について — 各報告期間の期首及び期末現在の定量的情報を開示することを企業に要求するという提案を進める。

IASBは、サプライヤー・ファイナンス契約の一部である金融負債のうち、サプライヤーがファイナンス提供者からすでに支払を受けている金融負債の帳簿価額の開示を企業に要求することを進めると決定した。

### フィードバック分析—設例及びその他のコメント

IASBは、サプライヤー・ファイナンス契約を以下に関する開示要求の中の例示として追加するという提案について議論した。

- a. IAS第7号の第44B項における財務活動から生じた負債の変動  
b. IFRS第7号のB11F項(a)、B11F項(j)及びIG18項における流動性リスク

IASBは公開草案に対するその他のコメントについても議論した。

IASBはIAS第7号の第44B項の修正案を進めないことを暫定的に決定した。

IASBはまた、IFRS第7号のB11F項(j)及びIG18項の修正案を（修正案をより規範的にすることはせずに）進めることを暫定的に決定し、当該基準書のB11F項(a)の修正案は進めないことを決定した。

## **共通支配下の企業結合**

### **（背景）**

IASBは、IFRS第3号「企業結合」の適用範囲に含まれていない共通支配下の企業結合の会計処理について、2020年11月にディスカッション・ペーパー「共通支配下の企業結合」を、2021年9月をコメント期限として公表した。本ディスカッション・ペーパーでは、移転先企業が共通支配下の企業結合を報告する場合の要求事項を検討しており、これにより、実務の多様性を減らし、透明性を改善することを目指している。

2021年12月及び2022年1月のIASBボード会議において、本ディスカッション・ペーパーに対するフィードバックについての議論及び本ディスカッション・ペーパーにおける予備的見解に基づく提案の審議のための計画（本プロジェクトの目的及び範囲について審議した後、測定方法の選択、測定方法の適用、その他のトピックの順で審議を行う計画）について議論が行われた。また、2022年6月のIASBボード会議で

は、測定方法の選択における原則及び実務上の考慮事項をそれぞれ議論する2段階のアプローチが説明され、まずは測定方法の選択における原則についての初期見解を議論するために共通支配下の企業結合とIFRS第3号「企業結合」の対象となっている企業結合との類似性及び移転先企業の財務諸表利用者の情報ニーズなどについて検討がなされた。

**（今回の会議における主な論点）**

2022年6月の会議で開始された審議を継続して、IASBは次のことについて議論した。

- a. 移転先企業が共通支配下の企業結合に適用する測定方法の選択についての原則
- b. いくつかの状況（ディスカッション・ペーパー「共通支配下の企業結合」に記述されているものを含む）において、移転先企業は原則から離脱することを許容又は要求されるかどうか

**（主な暫定決定事項）**

IASBは何も決定を求められなかった。

**（今後の予定）**

IASBは、測定方法の選択についての議論を今後の会議で継続する。

**【11月23日（水）】**

**料金規制対象活動**

**（背景）**

IASBは、2012年9月に料金規制対象活動に関する包括的なプロジェクトを開始し、新たな会計モデルの開発を進めている。2021年1月に公開草案「規制資産及び規制負債」（以下「料金規制対象活動に係る公開草案」）を、2021年7月をコメント期限として公表した。料金規制対象活動に係る公開草案は、規制資産及び規制負債を会計処理するためのモデルに関してのIASBの提案を示しており、新しいIFRS会計基準書として公表される場合、当該提案はプロジェクト完了時まで適用する暫定基準のIFRS第14号「規制繰延勘定」を置き換えることになる。

2021年12月のIASBボード会議で、料金規制対象活動に係る公開草案における提案の再審議の計画について、合計許容報酬及び範囲の2つの作業項目を優先して進めることの合意がなされた。合意された計画を踏まえ、2022年2月及び5月のIASBボード会議では合計許容報酬及び範囲に関する再審議計画について議論した後、具体的

なトピックの再審議が開始され、2022年7月のIASBボード会議では合計許容報酬に関して、まだ使用可能となっていない資産に対する規制リターンに対する強制可能な現在の権利を有している場合には、当該リターンは当該資産の建設期間中に供給される財又はサービスの合計許容報酬の一部を構成することで、建設期間中の収益として認識されることが暫定決定されている。

**（今回の会議における主な論点）**

IASBは、まだ使用可能となっていない資産を建設するための借入コストを企業が資産化する場合の、当該資産に係る規制上のリターンの会計処理について議論した。特に、IASBは、この状況においてそうした規制上のリターンに関しての以前の暫定的な決定を適用することの含意について議論した。なお、これらを議論するにあたり、このトピックに関する料金規制諮問グループからの助言を考慮した。

**（主な暫定決定事項）**

**資産化された借入コスト**

IASBは、企業の規制資本ベースと有形固定資産とが直接的な関係を有していて、企業が借入コストを資産化する場合に、次のようにすることを暫定的に決定した。

- a. 規制上の合意が、まだ使用可能となっていない資産に係る債務リターンと資本リターンの両方を企業に提供する場合 — 企業が資産化した借入コストを超過するリターンのみを、建設期間中の財務業績の計算書に反映することを企業に要求する。
- b. 規制上の合意が、そうした資産に係る債務リターンのみを企業に提供する場合 — 企業が当該リターンを建設期間中の財務業績の計算書に反映することを禁止する。

**（今後の予定）**

IASBは本プロジェクトの提案について引き続き再審議する。

## **IFRS第9号の適用後レビュー — 分類及び測定**

**（背景）**

IASBは、2020年11月に、IFRS第9号「金融商品」の分類及び測定の要求事項の適用後レビューを開始した。本プロジェクトでは、第1フェーズにおいて、検討すべき主要な事項を識別して評価を行い、当該結果を情報要請として公表した上で、市場関係者からコメントを求めることとしており、2021年9月30日に情報要請「適用後レビュー IFRS第9号『金融商品』 分類及び測定」（以下「本情報要請」という。）が公

表され、2022年1月28日にコメント期限が終了している。

本情報要請に対するフィードバックは複数の論点につき寄せられているが、2022年3月のIASBボード会議において本プロジェクトの次のフェーズの計画について示されており、当該計画に基づいて各論点に関する議論が順次進められている。2022年4月及び5月のIASBボード会議では、金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性に関する適用上の疑問点について議論され、IFRS第9号「金融商品」の要求事項の特定の側面を明確化するための基準設定プロジェクトの開始が決定され、検討が進められている。当該基準設定プロジェクトは「金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性（IFRS第9号の修正）」として、2022年11月のIASBボード会議においても議論がなされている（本資料12頁参照）。

また、本情報要請で取り上げた論点のうち「金融負債と自己の信用」については、適用後レビューに対する多くの回答者が金融負債に関する要求事項は概して上手く機能しており、自己の信用の影響のその他の包括利益への表示についての要求事項はIAS第39号「金融商品：認識及び測定」に基づく以前の処理と比べて望ましい変更であると回答していた。

なお、本プロジェクトのフィードバック・ステートメントについては、2022年12月を目標に公表予定とされている。

#### （今回の会議における主な論点）

IASBは、IFRS第9号「金融商品」の適用後レビューからのフィードバックについて議論した。特に、IASBは次のことについて議論した。

- 金融負債及び自己の信用に関するフィードバックで提起された事項に対処するための追加的な対応を取るべきかどうか
- 適用後レビューを完結させるための適切な作業を完了したかどうか

#### （主な決定事項）

##### 金融負債及び自己の信用

IASBは、以下に関してのIFRS第9号「金融商品」についてのフィードバックにおいて識別された事項について追加的な対応を取らないことを決定した。

- a. 金融負債の分類及び測定に関する要求事項
- b. 自己の信用リスクの変動の表示

##### フィードバックへの対応及び次のステップ

IASBは、IFRS第9号「金融商品」における分類及び測定の要求事項の適用後レビ

ューを完結させるべきかどうかを決定するため、当該レビューからのフィードバックへの対応の要約について議論し、次のことを行うための適切な作業が完了したと判断した。

- a. 適用後レビューを完結させる。
- b. スタッフが適用後レビューに関する報告書及びフィードバック・ステートメントを作成する。

#### （今後の予定）

IASBは、「IFRS第9号の適用後レビューー分類及び測定」に関する報告書及びフィードバック・ステートメントを公表する。

## 動的リスク管理

#### （背景）

IASBは、資産及び負債の内訳が絶えず変動するポートフォリオ（オープン・ポートフォリオ）に対してヘッジ手段を適時に対応させるリスク管理手法（動的リスク管理（DRM））に、現行のヘッジ会計の要求事項を適用することの困難さを踏まえ、DRMの会計処理について検討を行うリサーチ・プロジェクトを進めている。

プロジェクトの計画及び本プロジェクトにおいて提案しているコア・モデルの評価に係る作成者へのアウトリーチ（2020年10月から2021年2月にかけて実施）を踏まえ、3つの主要な課題が識別されている。2021年5月以降のIASBボード会議では、そのうちの2つの課題（リスク限度と目標プロファイルの関係、期限前償還可能資産の部分の指定）を中心に議論が行われ、2022年2月及び5月のIASBボード会議では、残る課題（デリバティブの公正価値の変動をOCIで認識すること）に焦点を当て、DRMモデルの仕組み（どの金額を認識しそれを財務諸表においてどこで認識すべきか）に関してのフィードバック及び初期的分析について議論が行われた。また、2022年5月のIASBボード会議においては、動的リスク管理のプロジェクトをリサーチ・プロジェクトから基準設定プログラムに移すべきことが暫定決定された。

2022年7月のIASBボード会議においては、動的リスク管理のプロジェクトのプロジェクト計画案について議論した。特に、IASBはDRMモデルの開発の一部としてさらに検討すべきトピック及び当該各トピックを検討する順序について議論し、「適格な項目及び現在の正味オープン・リスク・ポジションの決定」におけるトピックについて、2022年第4四半期から議論を開始する予定とされていた。

### （今回の会議における主な論点）

IASB は、動的リスク管理モデルの開発における基準設定プロジェクトの議論を開始した。IASB は次のことについて議論した。

- 資本は、企業の現在の正味オープン・リスク・ポジションを決定するにあたり算入するのに適格であるかどうか
- DRM コアモデルにおいて資産プロファイルと目標プロファイルの名目的一致を要求するという以前の暫定的な決定は、DRM モデルに関する最近の精緻化の後も依然として必要かどうか

### （主な暫定決定事項）

#### 資本の管理

IASB は、企業の現在の正味オープン・リスク・ポジションを決定するにあたり、資本を含めることは必要なく、したがって、資本は DRM モデルの目的上の適格項目ではないと暫定的に決定した。

#### 指定された資産と負債の名目的一致

IASB は、企業の現在の正味オープン・リスク・ポジションを決定するにあたり、指定された資産と負債の間で名目的一致は要求されないと暫定的に決定した。

### （今後の予定）

IASB はプロジェクト計画において識別されたトピックについての議論を継続する。

## 金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性（IFRS 第9号の修正）

### （背景）

2022年5月、IASB は、金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性を評価するための IFRS 第9号「金融商品」（以下「IFRS 第9号」という。）の「元本及び元本残高に対する利息の支払のみ」（SPPI）の要件の特定の側面を明確にするための基準設定プロジェクトを開始することを決定した。

これは、「IFRS 第9号の適用後レビュー－分類及び測定」におけるフィードバックにおいて指摘された適用上の疑問点（ESG 連動要素を有する金融資産に関して ESG 目標の達成に連動する利息（金利調整）が SPPI の要件を満たすか否かの判断や、契約上リンクしている金融商品に関して定められた SPPI の要件に関して当該金融商品を説明する用語（「複数」、「トランシェ」、「発行体」等）に様々な解釈があり適用される範囲が不明確であるなど）に対応するものであり、2022年6月のIASB ボード会議

より議論が開始された。2022年7月及び9月のIASBボード会議では、IFRS第9号における金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性の評価についての要求事項の明確化を目的としたIFRS第9号の修正案について議論された。また、2022年10月のIASBボード会議では、公正価値で測定しない金融資産及び金融負債の各クラスについての開示要求事項をIFRS第7号に追加することなどが暫定決定された。

**（今回の会議における主な論点）**

IFRS第7号及びIFRS第9号の修正案について議論した。

**（主な暫定決定事項）**

**契約上リンクしている金融商品—整理論点**

IASBは、契約上リンクしている金融商品についてのIFRS第9号の要求事項が適用される取引の範囲に関する整理論点を検討した。IASBは、ある取引がIFRS第9号に記述されているような契約上リンクしている金融商品を含んでいるかどうかを企業が判定する際に、当該取引における原資産の譲渡者（オリジネーター）が保有している金融商品は除外される旨を明確化することを暫定的に決定した。

**金融負債の認識の中止についての会計方針の選択**

IASBは、企業が決済日に現金を引き渡す前に金融負債の認識の中止を行うことを認める要件についてさらに検討した。

IASBは、次の場合には、企業は決済日の前に金融負債の認識の中止を行う会計方針の選択肢を有すると暫定的に決定した。

- a. 企業が電子送金指示の撤回、中止又は取消しを行う能力を有していない。
- b. 電子送金指示の結果として企業が現金にアクセスする実際上の能力を喪失している。かつ、
- c. 電子送金指示に関連した決済リスクが僅少である。

決済リスクは、使用される送金システムがこれらの特徴を有している場合には、僅少と考えられる。

- a. 送金開始日と決済日との間の期間が比較的短く、関係する特定の送金システムによって標準化されている。かつ、
- b. 送金指示の完了に続いて標準的な管理プロセスが行われ、それにより、移転が完了され現金が債権者に引き渡されるという合理的な保証を債務者が有する。

IASBは、この会計方針の選択の範囲を電子送金指示に限定することを暫定的に決定した。

### デュー・プロセスの手順

IASB は、本プロジェクトに関して開発中の公開草案について 120 日のコメント期間を設定することを暫定的に決定した。

#### （今後の予定）

IASB は書面投票のために公開草案を作成する。

## 【11月24日（木）】

### のれん及び減損

#### （背景）

IASB は IFRS 第 3 号「企業結合」の適用後レビューの結果に対応するリサーチ・プロジェクトを進めており、2020 年 3 月にディスカッション・ペーパー「企業結合 — 開示、のれん及び減損」（以下「DP」という。）を、2020 年 12 月をコメント期限として公表した。IASB ボード会議では、2021 年 9 月に暫定決定された新たな再審議の計画に基づいて、DP に寄せられたフィードバックへの対応に関する議論が行われている。このうち、企業結合に関する追加の情報開示については 2022 年 9 月の IASB ボード会議で暫定決定がなされた。

また、のれんの事後の会計処理については、2022 年 5 月の IASB ボード会議でのれんの耐用年数及び償却パターンに関する論点及び償却に基づくモデルに移行した場合の潜在的な影響について議論された。その後、2022 年 10 月の IASB ボード会議では、DP で示した予備的見解の諸側面について議論した。特に、IASB の予備的見解であった減損のみのアプローチを維持すべきか、それとものれんの償却の再導入を検討すべきか、のいずれとするかを 2022 年の第 4 四半期に決定するために、これまでの議論の整理が行われた。

#### （今回の会議における主な論点）

IASB は、DP で示したのれんの事後の会計処理に関する予備的見解について議論した。特に、IASB は、減損のみのアプローチを維持すべきか、それとものれんの償却の再導入を検討すべきかについて議論した。

#### （主な決定事項）

IASB は、のれんの事後の会計処理について減損のみのモデルを維持するという予備的見解を維持することを暫定的に決定した。

#### （今後の予定）

IASBは2022年12月の会議で、本プロジェクトをリサーチ・フェーズから基準設定フェーズに移行するかどうかを決定するよう求められる。

今後の会議でIASBは次のことに関して決定を行うことも求められる。

- a. 企業結合に関する開示の追加的な諸側面
- b. 本プロジェクトの範囲に含まれるその他のトピック

## 開示に関する取組み — 公的説明責任のない子会社：開示

### （背景）

IASBは、2021年7月に公開草案「公的説明責任のない子会社：開示」（以下「公的説明責任のない子会社についての公開草案」という。）を、2022年1月をコメント期限として公表した。公的説明責任のない子会社についての公開草案は、要件を満たす子会社が開示要求を削減した形でIFRS会計基準を適用することを認める新しいIFRS会計基準書を提案している。2022年4月のIASBボード会議では公的説明責任のない子会社についての公開草案に寄せられたフィードバックについて議論され、2022年5月のIASBボード会議では、公的説明責任のない子会社についての公開草案の「範囲」については、広げる方向で多様なフィードバックがある中、最終化を優先するため、公的説明責任のない子会社についての公開草案で提案された「範囲」を維持することが暫定決定された。その後、2022年6月のIASBボード会議における本プロジェクトの方向性についての議論に基づき審議が継続されている。

### （今回の会議における主な論点）

IASBは、公的説明責任のない子会社についての公開草案で提案したIFRS会計基準書の範囲についての再審議を継続した。

### （主な暫定決定事項）

#### 基準書案の範囲

IASBは、次の場合に企業は新たなIFRS会計基準書を適用することを認められる旨を確認することを暫定的に決定した。

- a. 報告期間の末日現在で子会社である。
- b. 以下に該当する連結財務諸表を作成する最終的な又は中間的な親会社を有している。
  - i. IFRS会計基準に準拠している。

ii. 一般の使用のために利用可能である。

**（今後の予定）**

IASBは公開草案に対するフィードバックについての議論を継続する。

以 上

別紙 スケジュール

11月22日（火）

時間（予定）	アジェンダ項目
11:00-12:15	維持管理及び一貫した適用－OECD Pillar 2（アジェンダ・ペーパー12） （予定 75分→90分）
12:15-13:15	休憩
13:15-14:45	維持管理及び一貫した適用－サプライヤー・ファイナンス契約（アジェンダ・ペーパー12） （予定 90分→104分）
14:45-15:00	休憩
15:00-16:30	共通支配下の企業結合（アジェンダ・ペーパー23） （予定 90分→91分）
16:30-16:45	休憩
16:45-17:45	共通支配下の企業結合（アジェンダ・ペーパー23） （予定 60分→30分）

11月23日（水）

時間（予定）	アジェンダ項目
10:00-11:15	料金規制対象活動（アジェンダ・ペーパー9） （予定 75分→47分）
11:15-11:30	休憩
11:30-12:30	IFRS 第9号の適用後レビュー — 分類及び測定（アジェンダ・ペーパー3） （予定 60分→13分）
12:30-13:30	休憩
13:30-15:00	動的风险管理（アジェンダ・ペーパー4） （予定 90分→37分）
15:00-15:15	休憩
15:15-17:15	金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性（IFRS 第9号の修正） （アジェンダ・ペーパー16） （予定 120分→54分）

11月24日（木）

時間（予定）	アジェンダ項目
10:00-12:00	のれん及び減損（アジェンダ・ペーパー18） （予定 120分→69分）
12:00-12:45	休憩
12:45-14:15	開示に関する取組み－公的説明責任のない子会社：開示（アジェンダ・ペーパー31） （予定 90分→64分）
14:15-15:00	維持管理及び一貫した適用－OECD Pillar 2（アジェンダ・ペーパー12） （予定 45分→142分）

以 上